

子ども達にとって望ましい教育環境を
確保するために

～ 原小学校の学校規模適正化 ～

令和7年9月16日 廿日市市教育委員会

本日の説明内容

- 1 変化の激しい社会を生き抜く力を育むために
- 2 「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針」について
- 3 原小学校の状況について
- 4 原小学校の学校規模適正化について

1 変化の激しい社会を生き抜く力を育むために

近年の社会情勢



これからの社会で必要とされる能力・スキル

【従前】

注意深さ・ミスがないこと
責任感・まじめさ
基本的な知識(読み書き、 計算等)
様々なことを正確に早く できる など

【これから】

問題発見力
的確な予測
新たなモノ、サービス等 をつくりだす
コンピュータスキル など

出所：未来人材ビジョン（令和4年5月 経済産業省作成）

これから小・中学校で必要とされる取組

【従 前】

- 全員を同じ「正解」に導く。
- みんなと同じことができるようにする。
- 言われたことが言われたとおりにできるようにする。

【これから】

- 一人ひとりの良さや可能性を伸ばす。
- 自ら課題を見つけ、それを解決できるようにする。
- 他者と力を合わせ、良いものを創出できるようにする。

これからの授業の進め方

【従 前】

教員による一方向的な
講義形式の授業

一斉一律だけの授業

- ・ 先生の話聞く。
- ・ 板書をノートに書き取る。
- ・ 覚えた知識を正確にアウトプットする。

【これから】

教員による一方向的な講義形式の授業と
子ども達の能動的な学習の組合せ

一斉一律の授業

子ども達が
ペアで意見交換する。
グループで話し合う。
みんなに説明・発表する。
など

これからの授業の進め方

これからの授業

従前の授業



ペアで意見を交換する



例えば、一斉授業だけではなく・・・



例えば、先生が説明するだけではなく・・・



生徒が説明する

ホワイトボードを使って話し合う



付箋を使って話し合う



立場を決めて議論する



ポスターなどを作成して発表する



出所：令和2年教育課程部会資料（文部科学省初等中等教育局主任視学官 田村学氏作成）

多くの子ども達との話し合いなどを通じて

私は、〇〇君とちょっと違う考え方です。



あんな方法もあるんだね。思いつかなかったよ。



△△さんの意見を聞いたら、考えが変わりました。

色々な考え方に触れる



- 考え方が広がる
- 深く考える
- 友達の良さを知る

子ども達に身に付けさせること

- 社会や生活で生きて働く「知識・技能」
- 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力 等」
- 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性 等」

廿日市市がめざす子ども達の姿

将来予測が困難な、複雑で変化の激しい社会
にあっても、

- 社会情勢の変化を乗り越えることができている。
- 持続可能な社会の創り手となっている。

2 「廿日市市立小・中学校の学校 規模適正化に関する基本方針」に ついて

基本方針を定めた目的

児童生徒数の減少による
学校の小規模化

宅地開発により一部の学校
で児童生徒数が増加



児童生徒数が増加する中
にあっても、子ども達にとって
望ましい教育環境を確保

「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に
関する基本方針」を決定(令和7年7月)

子ども達にとって望ましい教育環境とは

これからの時代に求められる子ども達の資質・能力を育んでいくためには、

各学年に一定数の児童生徒が在席し、
同年齢の子ども達が集団で学校生活
を送ることができることが望ましい。

学校規模適正化の検討対象

- ◆ 学級編制基準上の複式学級が存在する学校
- ◆ 学級編制基準上の複式学級が生じる可能性
がある学校
- ◆ 学校運営協議会から、学校規模適正化の検討・実施に係る意見があった学校

複式学級となる基準

「広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準」で、次のとおり定められている。

区 分	小学校		中学校
単式学級		35人	40人
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	
特別支援学級		8人	8人

※1 中学校の単式学級は、令和8年度以降、第1学年から順次35人／学級に引き下げられる見込み。

※2 小学校は変則複式及び飛び複式学級の、中学校は複式学級の解消が求められている。

複式学級での学習活動で心配されること

一方が子ども達主体の学習の間、待ちの状態になりがち

子ども同士での学び合いの際、教員による指導(サポート)の限界などから、学びが深まりにくい

本来の学習順序を変更することがあり、発達段階に応じた指導になりにくい

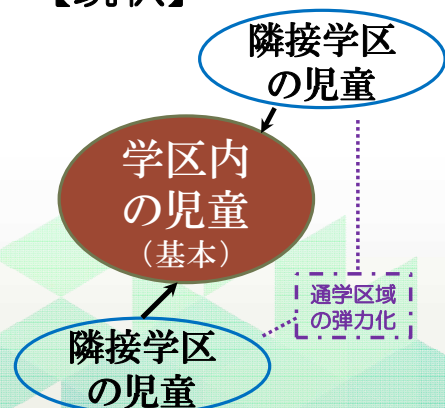
実験や観察など、教員の指導が必要な学習活動に制約が生じることがある

学校規模適正化の方法

- 1 小規模特認校としての指定と特色ある教育の一体的な実施
- 2 上記 1 では複式学級の解消が見込めないと
きなどは、次のいずれかの方法を検討
 - (1) 近隣の学校との統廃合
 - (2) 通学区域の変更
 - (3) 小中一貫教育推進校等の設置

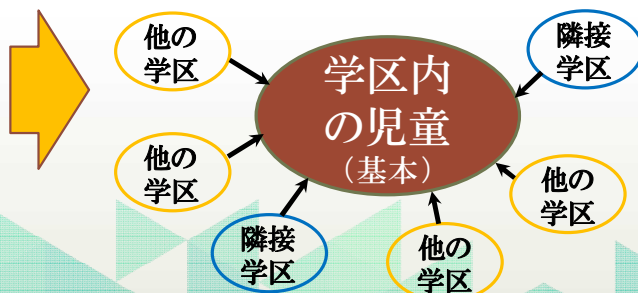
小規模特認校制を導入すると

【現状】



【制度導入後】

市内全域の児童が入学可能 (募集定員有り)



小規模特認校制を導入する際のポイント

市内の他の地域・地区の子ども達を
みんなで受け入れるという意識のもと



地域に根ざした
特色ある教育活動の
実施

保護者・地域の方々の
受入態勢の整備

これらを持続することが重要

小規模特認校制を導入する際のポイント

コミュニティ・スクールと
地域学校協働本部の
活性化



特色ある教育の
実現

効果的な魅力発信



市全域からの
入学者確保

他自治体の事例（東広島市）

◆吉川小学校（八本松町）

- ・ 「自分を創る」「地域を創る」「未来を創る」をキーワードとして、教育活動を展開
- ・ ふるさと学習、吉川太鼓の継承、長寿会等との協働学習、地域行事への参加
- ・ SDGs・ESDの視点を取り入れた学習 など



出所：小規模特認校制度チラシ（東広島市教育委員会作成）

3 原小学校の状況について

これまでの取組経緯

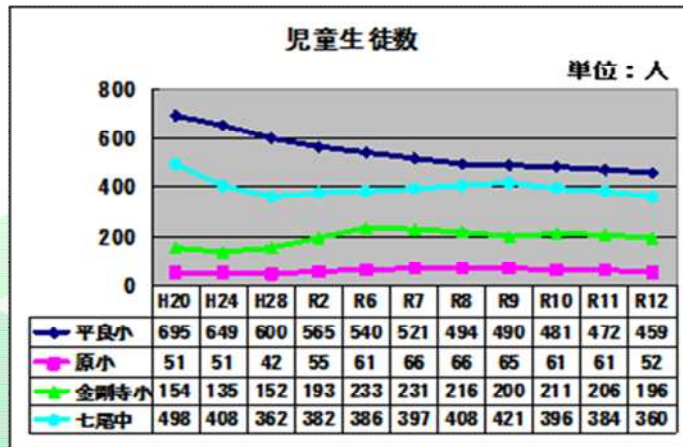
平成19年度 通学区域の弾力化制度を導入



隣接する平良小学校区の児童も、原小学校
への通学が可能に

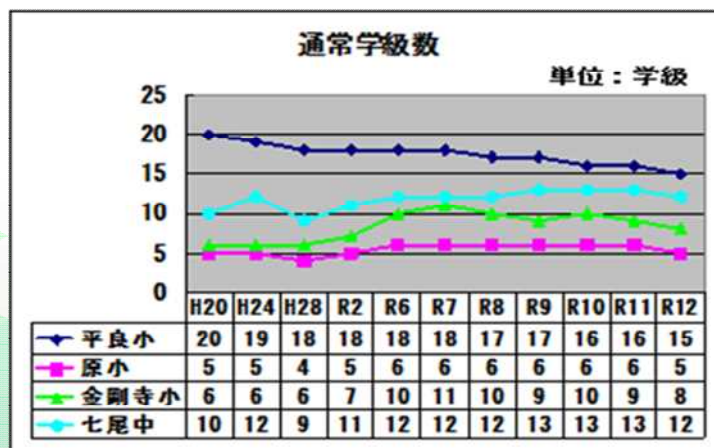
七尾中学校区の児童生徒数の推移(全体)

(令和7年5月1日時点)



七尾中学校区の通常学級数の推移

(令和7年5月1日時点)



原小学校の通常学級の児童数見込み

(令和7年5月1日時点)

(人)

	計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
R7	60	10	7	10	10	12	11	11	7	7	11	4
R8	61	7	10	10	12	11	11	7	7	11	4	
R9	61	10	10	12	11	11	7	7	11	4		
R10	58	10	12	11	11	7	7	11	4	1・2年 ⇒ 3・4年 複式学級の回避 まで、あと2人		
R11	59	12	11	11	7	7	11	4				
R12	51	11	11	7	7	11	4			複式学級の回避 まで、あと3人		

※ 橙色の網掛け部分が複式学級です。

複式学級の回避
まで、あと3人

4 原小学校の学校規模適正化 について

原小学校の学校規模適正化に取り組む際の心構え

原地区の子ども達の教育環境をより良くし、学校教育の目的を達成することを中心に据える

保護者や地域の方々と一緒に、子ども達にとって望ましい教育環境を検討

原小学校の学校規模適正化に向けて

原小学校の強み

豊かな自然
地域の力



原小学校の強みを生かして 特色ある教育を実施

原小学校の強みと特色ある教育をPR



市全域からの入学につなげる

原地区の子ども達のために、
より良い教育環境を一緒に考えて
いきましょう。

